

議第16号

令和8年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)
第1条 令和8年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 58事業所
- (2) 年 間 総 給 水 量 18,777,425立方メートル
- (3) 1日平均給水量 51,445立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
彦根工業用水道事業……更新工事
南部工業用水道事業……配水工事、更新工事

(収益的収入および支出)
第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,274,900
	1 営 業 収 益	1,066,027
	2 営 業 外 収 益	208,873

支 出		
款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 879,300
	1 営 業 費 用	873,372
	2 営 業 外 費 用	5,928

(資本的収入および支出)
第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。
(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,549,500千円は、減債積立金15,459千円、建設改良積立金 365,000千円、過年度分損益勘定留保資金 1,047,562千円ならびに消費税およ

び地方消費税資本的収支調整額 121,479千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 932,700
	1 補 助 金	54,200
	2 諸 収 入	878,500

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 2,482,200
	1 建 設 改 良 費	2,332,644
	2 企 業 債 償 還 金	15,459
	3 固 定 資 産 購 入 費	5,588
	4 投 資	128,509

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道建設事業 〔栗東六地藏ライン〕 〔舗装本復旧工事〕	令 和 9 年 度	30,000千円
彦根工業用水道改良事業 〔河瀬ライン管路〕 〔移設工事〕	令 和 9 年 度	100,000千円
彦根工業用水道改良事業 〔遠方監視制御設備〕 〔更新工事〕	令 和 9 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	178,000千円
南部工業用水道改良事業 〔低区配水系管路〕 〔更新工事〕	令 和 9 年 度	300,000千円

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道改良事業 〔遠方監視制御設備 更新工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	435,600千円
南部工業用水道改良事業 〔低区配水池水位計等 更新工事〕	令和8年度から 令和9年度まで	5,000千円
彦根工業用水道改良事業 〔集中監視制御設備更新 工事発注者支援業務〕	令和9年度	1,837千円
南部工業用水道改良事業 〔低区配水系管路 更新工事現場技術業務〕	令和8年度から 令和9年度まで	7,000千円
南部工業用水道改良事業 〔集中監視制御設備更新 工事発注者支援業務〕	令和9年度	5,862千円
水道施設点検業務	令和8年度から 令和9年度まで	6,211千円
浄水場運転管理業務	令和9年度	12,308千円
吉川浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和8年度から 令和10年度まで	4,308千円
汚泥収集運搬・ リサイクル処分業務	令和8年度から 令和9年度まで	2,390千円
水道用薬品調達業務	令和9年度	17,561千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 176,064千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第8条 電力・薬品の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、68,911千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造